

高野町景観計画



和歌山県高野町

平成21年3月9日

良好な景観の形成に関する方針

(1) 目的

高野山は弘法大師が真言密教の道場として開創された伝統と歴史ある街です。わたしたち高野町民はその歴史、文化を受け継ぐまちなみを守り、美しい景観をつくっていきます。そのため、この景観法による景観計画を定め、守り、発展させていきます。

(2) 基本方針

高野町には伝統的な日本建築をつくります。

1200年の歴史を持つ高野山には国宝をはじめとする美しい日本建築が多数存在します。それらの景観的に優れた建物はいずれも木造で、勾配屋根をもち、白壁や木壁には端正な窓をもち、軒や庇が深く、高野山の山並みに融和した形態を持ちます。これらの伝統的な木造建築物の屋根、壁、庇、スケール感を基本とした建物をつくっていきます。

高野山の伝統的なかたちや材料を基本とします。

高野山の寺院は築地塀に厳粛な門を開き、その内に前庭を持っています。前庭には表玄関、本堂、庫裡等がバランス良く配置され、庫裡や宿坊の背面には八葉の山を借景とする庭を持ちます。一方、商店街は屋根の勾配や軒を揃え、一部には蔵や小庭に高木を植えて街並みを連続させていました。これらの伝統的な形を継承し、あるいは再生していきます。

高野山は山内で多くの木材を産出しています。また、様々な職種の職人が住んでおり、外部に頼らずに建築がおこなわれてきました。そのため、屋根や壁の素材の種類は限られており、調和の取れた景観を造りだしてきました。材料の種類を制限し、街並みの連続性を図るとともに、創意工夫により独創的な変化をもたらす景観を創造していきます。

建物や工作物の形状・色彩を周辺環境に調和させます。

寺院と商店、住宅が混在する高野町において、周辺の建物や自然環境と調和させて建設をおこなうことが美しいまちなみを創造する上で肝要です。特に周辺の森や地形は修行の場である高野の本質です。これらの自然との接点では自然を主に建物を従として計画します。また、建物や工作物はまちなみとしてみれば公共性の高い物であることを認識し、連続する街並みを最重視します。隣に合わせることを基本とし、奇をてらった形状を用いず、彩度の高い色を使いません。

景観を損なうものをなるべく表に出さないようにします。

近年の過剰な看板や自動販売機、エアコンの室外機等景観を損なう物が増えてきました。看板の形態や色、個数を制限し、自動販売機やエアコンの室外機等の機械類は公共空間から見えない位置に設置します。

新しい技術や材料を導入する場合は、周りの風景と調和させます。

シャッターやアルミサッシ、コンクリートブロック等の新建材、新工法は利便性や経済性は高いが、歴史ある世界遺産の町の高野町には不似合いである。基本的にはこれらの新しい技術や材料を導入しないよう努めるが、他に代用方法がない場合は色や形状の工夫により周りの素材や建物、風景と調和させます。

— 目 次 —

1. 高野町景観計画区域
2. 届出対象行為 ・ 認定対象行為
3. 景観計画区域 ・ 高野山地区における基準
4. 景観地区
5. 準景観地区
6. 景観地区 ・ 準景観地区における基準
 - 1) 寺院建築物及び工作物の基準
 - 2) 建築物 ・ 工作物の基準
10. 屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
11. 公共施設の整備
景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項
景観協定
高野町景観審議会
12. 届出に関する手続きフロー
13. 景観用語

高野町景観計画区域

高野町は豊かな自然と歴史、文化を次世代へ引き継ぐため美しい景観を守り育てていくために、景観計画の区域を町全体とします。

景観計画区域（※1）

— 高野町全域とし、緩やかな形態意匠の制限を行いません。

高野山地区（※2）

— 高野町の中心部として、重点的に景観形成を図る地区
都市計画区域内（高野町大字高野山地区）

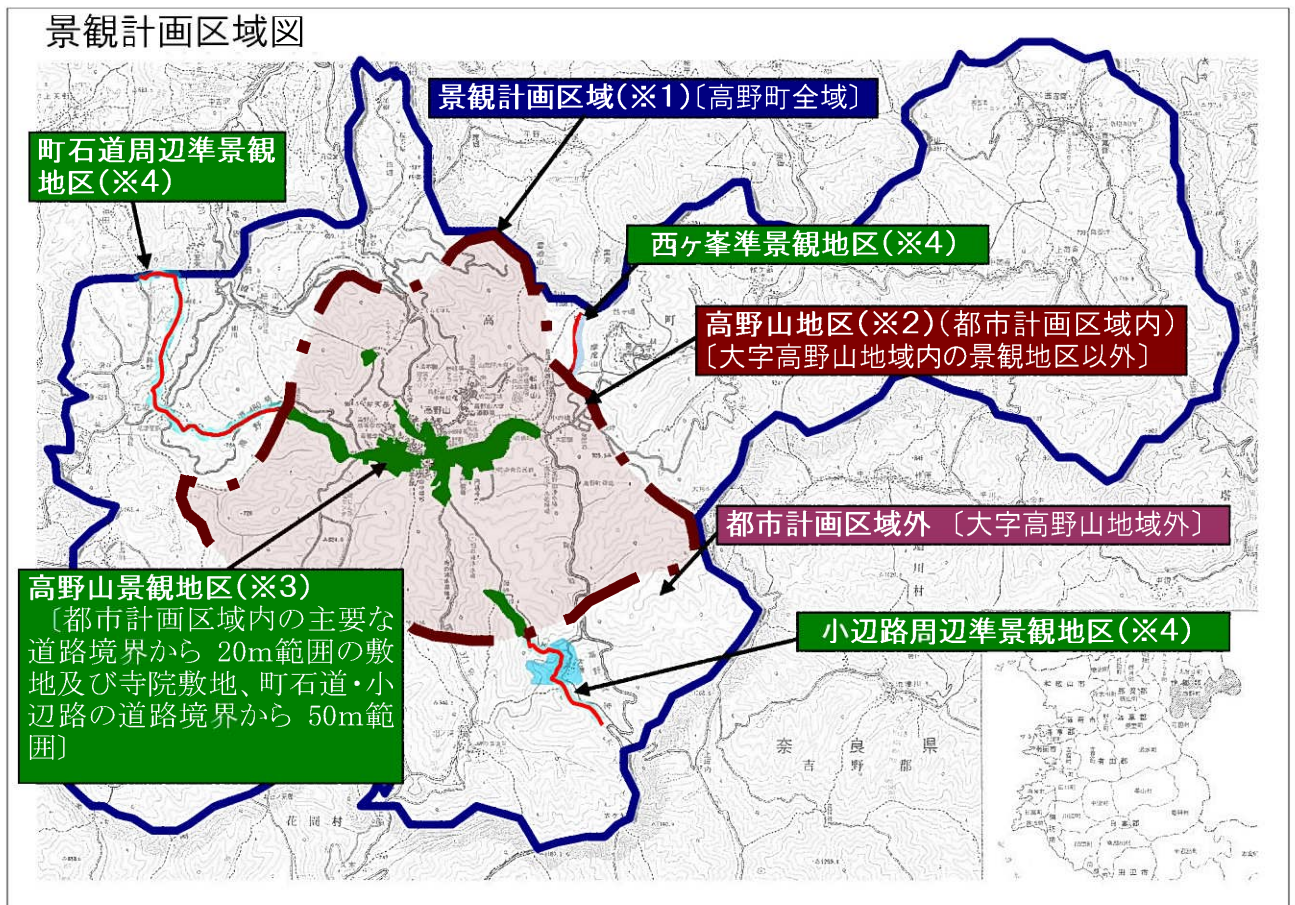
景観地区（※3）

— 都市計画区域内で、積極的に景観形成を図る地区
（主要な道路境界から 20m 範囲の敷地及び寺院敷地、町石道・小辺路の道路境界から 50m 範囲）

準景観地区（※4）

— 都市計画区域外で、積極的に景観形成を図る地区
（高野町大字花坂、細川、大滝、西ヶ峯の一部で、町石道・小辺路・女人道の道路境界から 50m 範囲及び大滝周辺地区）

景観計画区域図



主要な道路 ・ 景観地区内及び準景観区域内の国道371号、県道高野天川線、町道五ノ室線、町道大門玉川線、町道深山1号線、町道弁天通2号線、町道大滝1号線、町道鶯谷線、町道高野相ノ浦線、及び町石道、小辺路、女人道。

届出対象行為 景観計画区域内(※1)・高野山地区(※2)

対象行為	行為の種類	対象とする範囲
建築物	建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第16条第1項第1号)	高さ 10mを超える、又は延べ面積 500 m ² を超える建築物
工作物	工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第16条第1項第2号)	高さ 10mを超える、又は水平投影面積 500 m ² を超える工作物
開発行為	主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更 (法第16条第1項第3号)	高さ 2.0mを超える切土又は高さ 2.0mを超える盛土が生じるもの、又は水平投影面積が 1000 m ² を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (法第16条第1項第4号)	高さ 2.0mを超えるもの、又は当該行為に係る部分の水平投影面積が 1000 m ² を超えるもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (法第16条第1項第4号)	高さ 2.0mを超える切土又は高さ 2.0mを超える盛土が生じるもの、又は水平投影面積が 1000 m ² を超えるもの

高野山地区 (※2)

建築物の建築や工作物の建設の行為面積が 10 m²を超えるものは、届出が必要です。
届出勧告制度が基本ですが、変更命令や原状回復の対象となることがあります。

認定対象行為 景観地区(※3)・準景観地区(※4)

対象行為	行為の種類	対象とする範囲
建築物	建築物の新築、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第63条第1項)	景観地区、準景観地区の区域内全域で行う左記すべての行為
工作物	工作物の新設、増築、改築、若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (法第72条第1項)	景観地区、準景観地区の区域内全域で行う左記すべての行為 (高さについては、適合義務)

許可対象行為 景観地区(※3)・準景観地区(※4)

開発行為	主として建築物の建築又は都市計画法の特定工作物の建設に供する目的で行う土地区画形質の変更 (法第73条第1項)	高さ 2.0mを超える切土又は高さ 2.0mを超える盛土が生じるもの、又は水平投影面積が 500 m ² を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (法第73条第1項)	物件の高さが 2.0mを超えるもの、又は、当該行為に係る部分の水平投影面積が 500 m ² を超えるもの
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (法第73条第1項)	高さ 2.0mを超える切土又は高さ 2.0mを超える盛土が生じるもの、又は水平投影面積が 500 m ² を超えるもの

景観計画区域内(※1)・高野山地区(※2)における基準

項 目	内 容
建築物 (付属物含む) 及び工作物 形態意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> ● は特定届出対象行為で変更命令、又は原状回復の対象 ○ は勧告対象の行為 <p>【 屋根の形状・素材・色彩 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勾配屋根を採用します。(平入りで3～6寸勾配) ○ 屋根の素材は木板葺き、檜皮葺き、瓦葺き、金属板葺きとします。 ● 屋根の基調色は、素地、濃灰、茶、緑青、燻銀、黒、とします。 <p>【 壁の形状・素材 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 壁面の形状や配置については、周囲の既存建築物と調和させます。 ○ 2階以上の高さの壁は庇や持ち出し、出窓素材等によって高さを分割します。(新築時、庇の出は60cm以上とします) ○ 公共空間に面する外壁は、漆喰等の左官材料、木材、瓦、土塗り壁とし、色は素地または素地を活かした色合いにします。 ● やむを得ず新しい材料を使う場合には、色が伝統的素材に似ているものや、質感が自然の素材に近いものを使用します。 ● 外壁等の基調色は濃灰、茶、燻銀、黒、白とします。 <p>【 建具 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共空間に面する開口には、原則として木調又は木製の建具を用います。 ○ 公共空間に面するシャッターは原則として使用しないようにします。 <p>【 建築設備等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 室外機、配管、配線は通りや広場等の公共空間から見えない位置とします。 ○ テレビ、衛星放送、無線等のアンテナは通りから見えにくい位置に設置します。 <p>【 看板 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 木製又は自然素材とします。 <p>【 敷地内の垣・柵・塀 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通りに面して街並みの連続性を断つ塀は極力控えます。植栽等で連続性を保ちます。 ○ 塀は板塀、築地塀とし、自然素材を用います。 <p>【 駐車場 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 出来るだけ道路、前庭、隣地から直接見えない位置に設けるか目隠しを設けます。 <p>【 自動販売機 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共空間から見える場合は、色彩、設置位置、目隠しなど配慮します。 <p>【 材料・外構 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 庭や植栽等は、周囲の景観と調和させます。
建築物・工作物の高さ最高限度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物と工作物の高さは、地盤面から13m以下とします。 ○ 建築物の軒高は、地盤面から6.5m以下とします。
開発行為等	<p>【 土地の形質の変更等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 形状を変更する土地の範囲は必要最小限とします。 ○ 既存の土地の形質及び樹木の保存に努めます。 <p>【 鉱物の採掘等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 露天掘りによる鉱物の採掘、並びに土石の採取については、自然的、景観的、社会経済条件に鑑み、必要最小限とします。 ○ 当該行為が地区の景観に著しい影響を及ぼさないものとします。 <p>【 立木竹の態様 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採の規模は必要最小限とし、景観上すぐれた樹木は特に保全に努めます。

- 勾配屋根 …… 道路に面する屋根は、街並として連続性を保つため平入りの勾配屋根とします。
- 公共空間 …… 道路、河川、公園、公共駐車場等、住民が自由に立ち入ることのできる空間
- 建築物 …… 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの
- 工作物 …… 高野町景観条例第2条2項に掲げる工作物

高野山景観地区 (※3)

(1) 目的

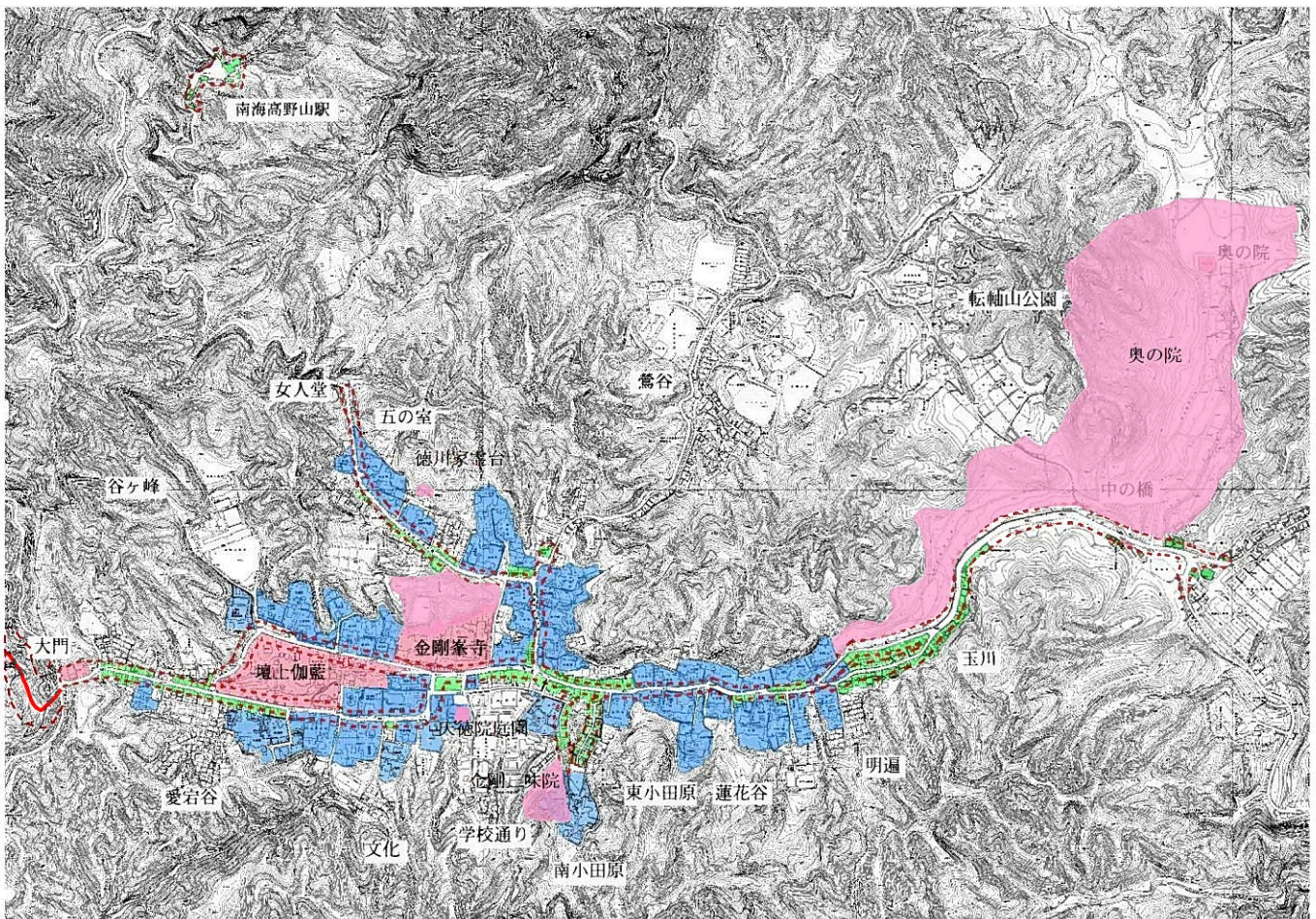
景観地区は、都市計画区域内の景観計画区域において、積極的に景観形成を図る地区について指定されます。

建築物や工作物のデザイン・色彩などについて認定制度が適用されます。

(2) 範囲

高野山地区の町道大門玉川線等の主要な道路の道路境界から20mの範囲にかかる敷地内の建築物と工作物及び道路。また、すべての寺院敷地内にある寺院建築物と工作物。都市計画区域内における町石道・小辺路周辺は道路境界から50mの範囲。

ただし、歴史的建造物は除く。



- 道路境界から20m及び50m範囲
- 町石道
- 歴史的建造物(文化財保護法)
- 景観地区の対象となる建築物
- 景観地区の対象となる寺院建築物

(3) 認定対象行為

行為の種別		対象となる規模等
建築物 工作物	新築(新設)、増築、 改築、移転外観の変更	全て

町石道・小辺路・女人道周辺準景観地区(※4)

(1) 目的

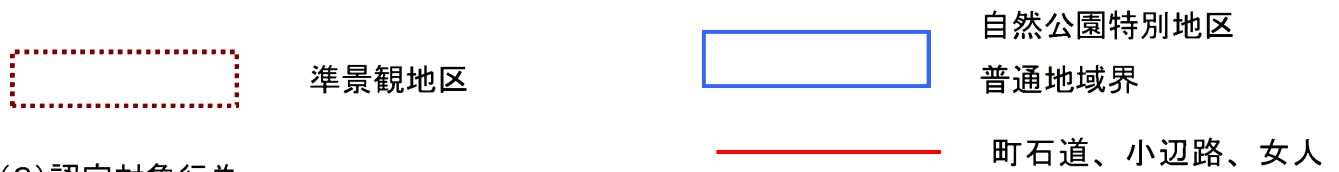
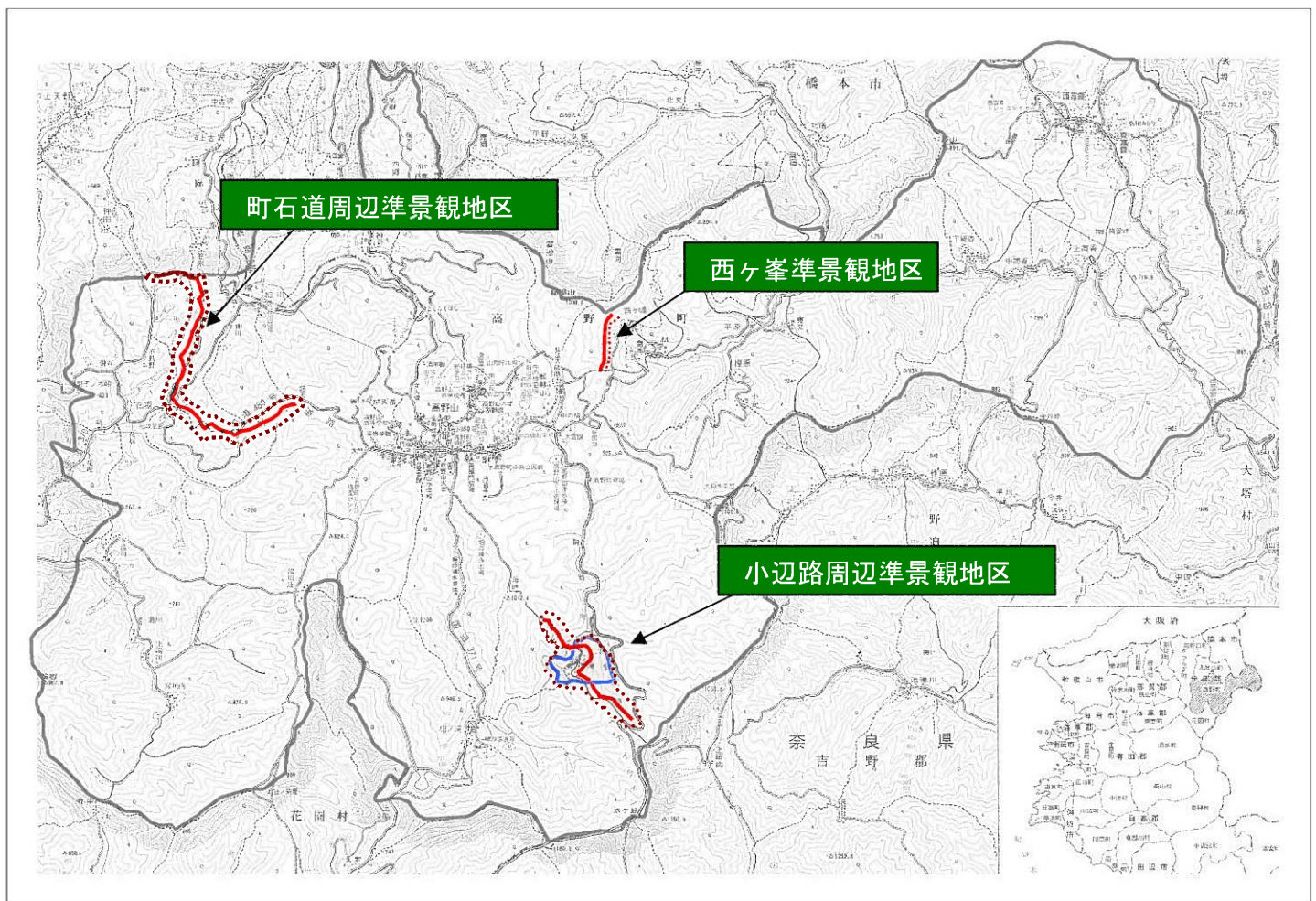
準景観地区は、都市計画区域外の景観計画区域において、積極的に景観形成を図る地区について指定されます。

建築物や工作物のデザイン・色彩などについて認定制度が適用されます。

(2) 範囲

高野町大字花坂、細川、大滝、西ヶ峯地区の一部で、町石道・小辺路周辺地区。

町石道、小辺路、女人道の道路境界から50mの範囲。(世界遺産バッファゾーン)



(3) 認定対象行為

行為の種類別		対象となる規模等
建築物 工作物	新築(新設)、増築、 改築、移転外観の変更	全て

(1) 寺院建築物及び工作物



屋根

適切な勾配を選び
軒の出を十分にとります。
檜皮葺き、瓦葺き
木板葺き、金属板葺き

軒高
12M以下

塀

建築物が直接道路に面さないよう
に塀等を巡らせます。
自然素材を用います。

壁

漆喰等の左官材料・木材・
瓦・土塗り壁

会下門

建具

木製とします。

前庭

正門の内側に前庭を設けます。
前庭の大きさは古来のもの
を変えないようにします。

駐車場

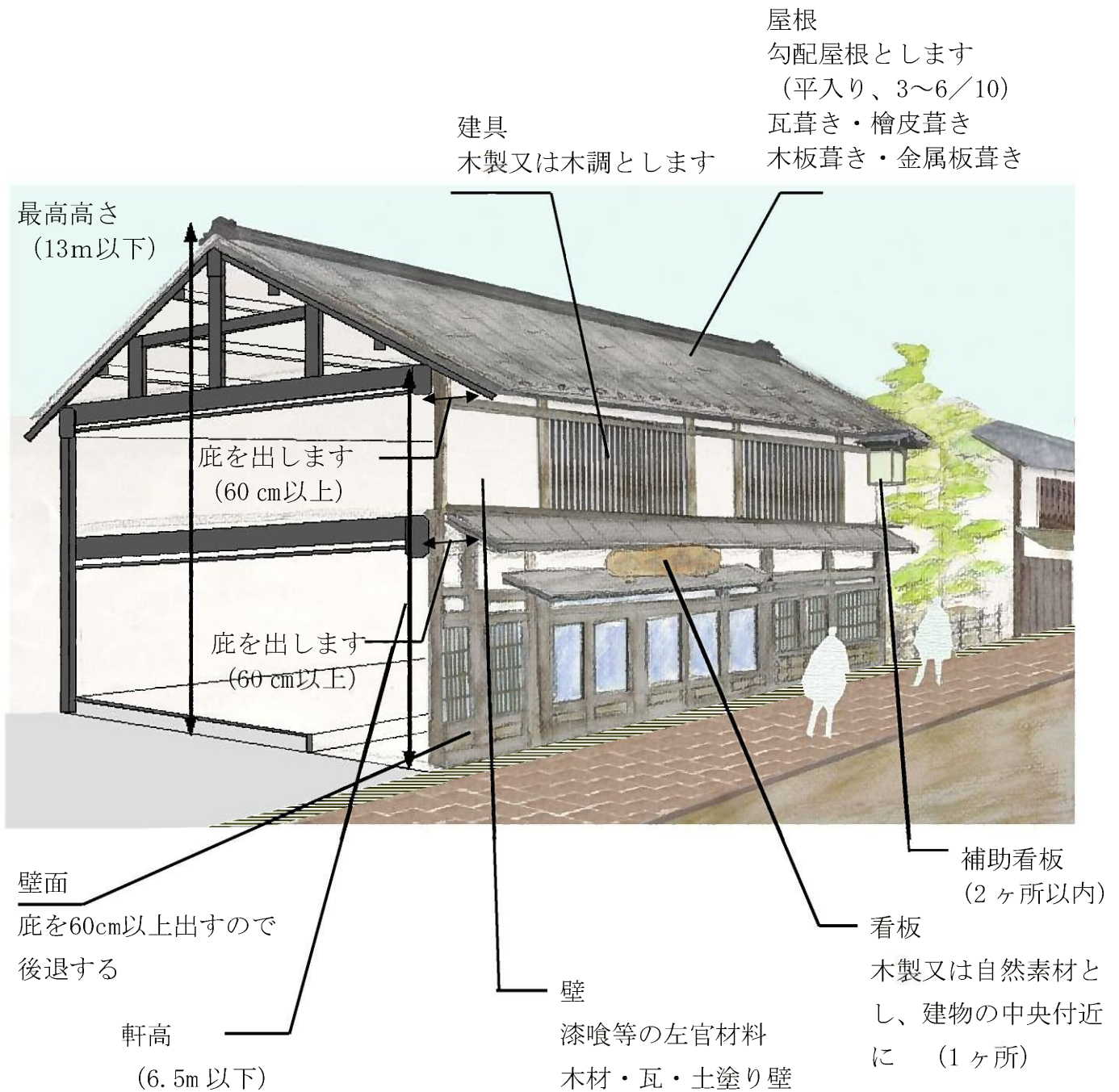
外部から見えない位置に設けます。

寺院建築物及び工作物等の基準

項目	内容
<p>寺院建築物 工作物等</p> <p>形態意匠の制限</p>	<p>【 前庭・塀・門 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 正門の内側に前庭を設けます。前庭の大きさは古来のものを変えません。 ● 主要道路に面する部分では、塀等を巡らせ建築物が直接道路に面さないようにします。 ● 塀と門は古来の形式、大きさ、仕上げを変えません。 ● 極力自然素材を用います。 ● 正門と裏門の区別を設けます。 <p>【 屋根の形状・素材・色彩 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道路及び前庭に面した建築物等の屋根の形式と勾配は古来の伝統を継承します。 ● 屋根の面が前面道路から見やすいように、高さや距離を十分考慮に入れた上で、適切な勾配を選び、十分な軒の深さを取ります。 ● 屋根の素材は木板葺き、檜皮葺き、瓦葺き、金属板葺きとします。 ● 屋根の基調色は、素地、濃灰、茶、緑青、燻銀、黒とします。 <p>【 壁の形状・素材 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2階以上の高さの壁は庇や持ち出し、出窓素材等によって高さを分割します。 ● 公共空間に面する外壁は、漆喰等の左官材料、木材、瓦、土塗り壁とし、色は素地または素地を活かした色合いにします。 ● やむを得ず新しい材料を使う場合には、色が伝統的素材に似ているものや、質感が自然の素材に近いものを使用します。 ● 外壁等の基調色は濃灰、茶、燻銀、黒、白とします。 <p>【 建具 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共空間に面する開口には、原則として木調又は木製の建具を用います。 ● 公共空間に面するシャッターは使用しないようにします。 <p>【 建築設備等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 室外機、配管、配線は通りや広場等の公共空間から見えない位置とします。 ● テレビ、衛星放送、無線等のアンテナは通りから見えない位置に設置します。 <p>【 工作物の形状 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いたある色調を用いるものとし、周囲の景観と調和させます。 <p>【 駐車場・照明・材料・外構 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場は伝統的な景観を損なわないようにし、外部から見えないようにします。 ● 照明は必要な範囲を必要な明るさに照らし、過剰にせず光源は見せないようにします。 ● 庭や植栽等は、周囲の景観と調和させます。
<p>高さの 最高限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 寺院建築物の軒高は地盤面から12m以下とします。主要な道路に接する敷地に存する寺院建築物の軒高は、前面道路の中心線の高さから12m以下としますが、道路と敷地の地盤面に高低差がある場合、そのまま適用することが著しく不相当と認められる場合には審議会に諮り高さを決定します。 また、軒高が12mを超える既存の寺院建築物等の改築又は増築にあっては、既存の寺院建築物の高さを超えないこと。 ● 工作物の高さは地盤面から13m以下とします。主要な道路に接する敷地に存する工作物の高さは、前面道路の中心線の高さから13m以下とします。

- 寺院建築物 … 寺院境内地内の建築物
 公共空間 … 道路、河川、公園、公共駐車場等、住民が自由に立ち入ることのできる空間
 建築物 … 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(寺院建築物を除く)
 工作物 … 高野町景観条例第2条2項に掲げる工作物

(2) 建築物及び工作物



建築物及び工作物等の基準

項目	内 容
<p>建築物 工作物等</p> <p>形態意匠の制限</p>	<p>●は必須項目、○は誘導項目</p> <p>【 屋根の形状・素材・色彩 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勾配屋根を採用します。(平入りで3~6寸勾配) ● 屋根の素材は木板葺き、檜皮葺き、瓦葺き、金属板葺きとします。 ● 屋根の基調色は、素地、濃灰、茶、緑青、燻銀、黒とします。 <p>【 壁の形状・素材 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 壁面の形状や配置については、周囲の既存建築物と調和させます。 ● 2階以上の高さの壁は庇や持ち出し、出窓素材等によって高さを分割します。(新築時、庇の出は60cm以上とします) ● 公共空間に面する外壁は、漆喰等の左官材料、木材、瓦、土塗り壁とし、色は素地または素地を活かした色合いにします。やむを得ず新しい材料を使う場合には、色が伝統的素材に似ているものや、質感が自然の素材に近いものを使用します。 ● 外壁等の基調色は濃灰、茶、燻銀、黒、白とします。 <p>【 建具 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公共空間に面する開口には、原則として木調又は木製の建具を用います。 ○ 公共空間に面するシャッターは原則として使用しないようにします。 <p>【 建築設備等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 室外機、配管、配線は通りや広場等の公共空間から見えない位置とします。 ● テレビ、衛星放送、無線等のアンテナは通りから見えにくい位置に設置します。 <p>【 看板 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 木製又は自然素材とし、建物正面に1ヶ所、補助2ヶ所以内とします。建物正面に設置する看板の大きさは幅2m、高さ1m以内とします。 <p>【 敷地内の垣・柵・塀 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通りに面して、街並みの連続性を断つ塀は極力控えます。植栽等で連続性を保ちます。 ● 塀は板塀、築地塀、自然素材を用います。 <p>【 駐車場 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 駐車場は出来るだけ道路、前庭、隣地から直接見えない位置に設けるか、目隠しを設けます。出入り口の幅は3.5m以内とします。自然素材を使い、周辺の景観と調和したものとします。駐車場を設ける場合は塀や植栽等で目隠しをします。 <p>【 自動販売機・ゴミ置き場 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自動販売機で公共の空間から見える場合は、色彩、設置位置、目隠し等の配慮をします。 ● ゴミ置き場は建築物の内部に組み込み一体化します。または建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで目隠しをします。 <p>【 工作物の形状・色彩 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 落ち着いた色調を用いるものとし、周辺の景観と調和させます。ただし、工作物の保安上必要とされるアクセント色はこの限りではありません。
<p>開発行為等</p>	<p>【 土地の形質の変更等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 形状を変更する土地の範囲は必要最小限とします。 ● 既存の土地の形質及び樹木の保存に努めます。 <p>【 鉱物の採掘等 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 露天掘りによる鉱物の採掘、並びに土石の採取については、自然的、景観的、社会経済条件に鑑み、必要最小限とします。 ● 当該行為が地区の景観に著しい影響を及ぼさないものとします。
<p>高さの 最高限度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物と工作物の高さは地盤面から13m以下とします。主要な道路に接する敷地に存する建築物と工作物の高さは前面道路の中心線の高さから13m以下としますが、道路と敷地の地盤面に高低差がある場合、そのまま適用することが著しく不適当と認める場合においては審議会に諮り高さを決定します。 ● 建築物の軒高は地盤面から、6.5m以下とします。主要な道路に接する敷地に存する建築物の軒高は前面道路の中心線の高さから6.5m以下とします。

- 勾配屋根 … 道路に面する屋根は、街並として連続性を保つため平入りの勾配屋根とします。
- 公共空間 … 道路、河川、公園、公共駐車場等、住民が自由に立ち入ることのできる空間
- 建築物 … 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの
- 工作物 … 高野町景観条例第2条2項に掲げる工作物

**屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の
制限に関する事項**

看板	景観地区	素材	正面に設置の看板は、木製及び自然素材とします
		面積	2 m ² 以内 (幅 2m、高さ 1m以内)、補助看板 1m ² 以内
		個数	建物正面に 1個、補助 2個以内
	景観地区 以外の地域	面積	4 m ² 以内 (幅 4m、高さ 1m以内)、補助看板は 2 m ² 以内
		個数	建物正面に 1 個、補助 2 個以内
壁面広告	景観地区	禁止します	
	景観地区 以外の地域	面積	6 m ² 以内かつ、同一壁面積の 1/5を超えないこと
		個数	1 壁面につき、1 事業所 1 個
屋上広告	景観地区	禁止します	
	景観地区 以外の地域	面積	表示面積は、同一壁面積の 1/12 以下。表示面は原則 4 面 高さは建築物高さの 1/4 以下。地上高は 13m以下
		個数	1 個
固定広告 (立体的広 告は基準面 積の2倍)	景観地区	素材	原則として、木製及び自然素材とします
		面積	4 m ² 以内 (幅、高さの限度は 5m以下)
		個数	基本は 1 個とします。2 個以上独立して設置される広告物相互 間距離は、5m以上。地上高 5m以下
	景観地区 以外の地域	面積	6 m ² 以内 (幅、高さの限度は 5m以下)
		個数	基本は 1 個とします。2 個以上独立して設置される広告物相互 間距離は、5m以上。地上高 5m以下
色彩	全ての広告物に おいて	広告物には多くの色を使わないこと 壁面や周辺の色彩と調和するよう色相を合わせること 高彩度の使用は避け、背景との調和に配慮すること	

上記の基準は、高野町屋外広告物条例策定後適用する。

現在は、和歌山県屋外広告物条例の基準により規制されています。

禁止広告物 (以下の広告物及び掲出物件は、表示又は設置することはできません)

- ① 著しく汚染し、退色し、又は 塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

公共施設の整備

(1) 目的

公共事業において、高野町の景観との調和、地域特性を活かした良好な景観の形成を率先して行うため、景観計画の地区別に掲げる形態意匠の制限の基準に準じた整備を行います。

(2) 範囲

高野町全域

(3) 公共施設

道路、河川、都市公園等の施設

(4) 工作物における形態意匠の制限基準の適用除外

電気事業法・通信事業法・放送法に基づく公共の用に供する施設については、工作物の高さの最高限度、建築設備等の基準は適用除外とします。

また、維持管理、緊急を要する行為、原状回復にかかる行為も適用除外とします。

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項

(1) 景観重要建造物の指定の方針

高野町の景観を特徴づける建造物で、道路沿いその他の公共の場所から公衆によって容易に望見される以下のものを景観重要建造物として指定します。

- ① 高野町の歴史ある街並みを伝承している公共公益施設や寺社仏閣又は民間の建築物で、これを保全する価値を有するもの。
- ② 古来より山岳霊場として栄えてきた聖地高野山において、高野町や世界各地の人々の信仰をあらわす寺社仏閣等で、これを保全する価値を有するもの。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

高野町の景観を特徴づける樹木で、道路沿いその他の公共の場所から公衆によって容易に望見される以下のものを景観重要樹木として指定します。

- ① 樹齢を重ねた樹木で、地域のシンボルとなっており、広く町民に親しまれているもの。
- ② 地域の景観形成を図る上で、重要な位置にあるもの。

景観協定

景観協定とは建築物、工作物などの景観に関する様々な事柄を、協定を結ぼうとする土地所有者等（土地の所有者や借地権を有するもの）による全員の合意によって、きめ細かな景観に関するルールをつくり、自主的に取組を行う制度です。

※ 良好な景観形成のためには法の基準を超えて、地域住民らが地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを行うことが最も重要とされます。

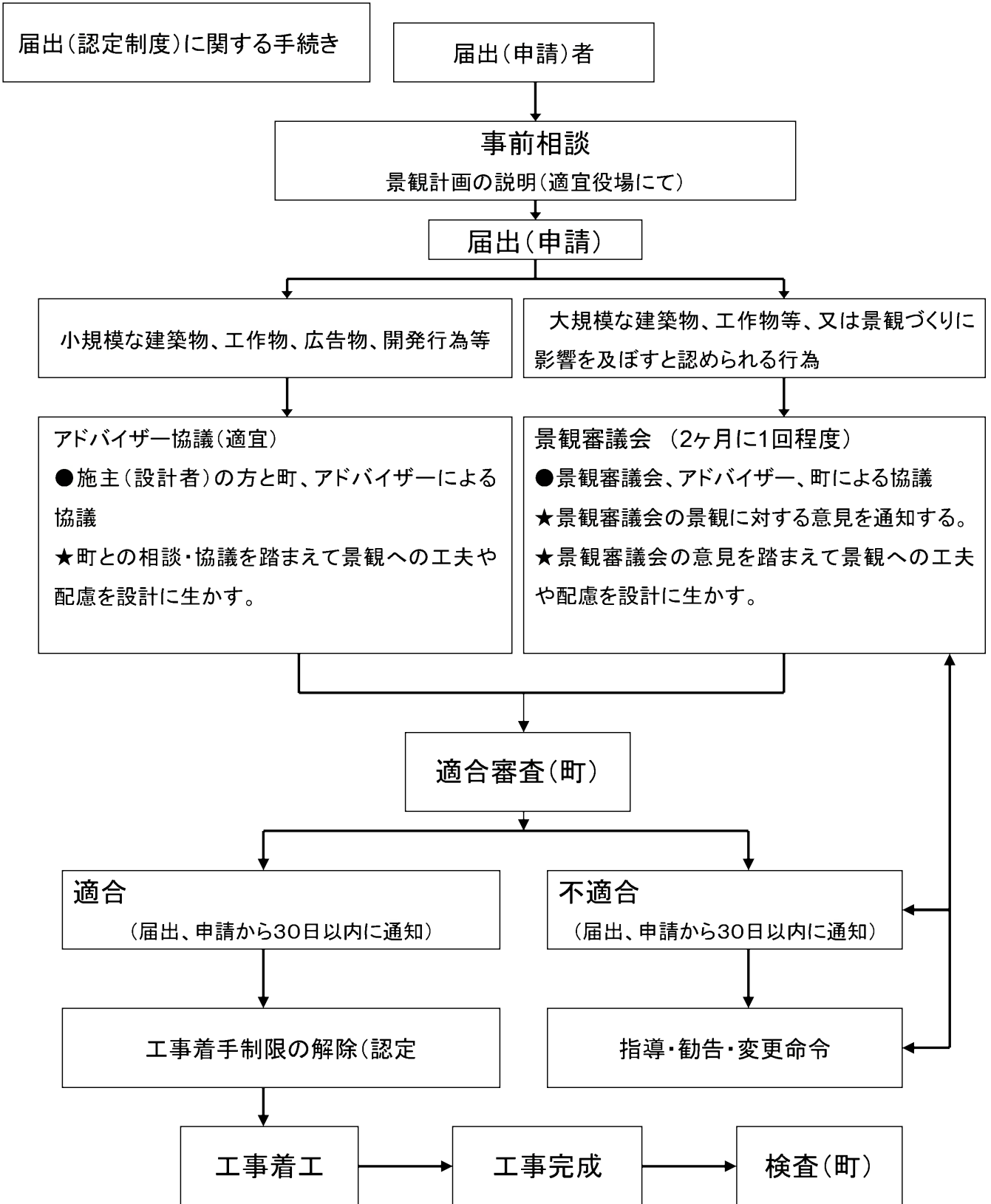
高野町景観審議会

高野町の景観計画を審議します。

提出された建築物および工作物等の建築行為および屋外広告物等、様々な審議を行ないます。また、高野町景観計画の形態意匠の制限に対して判断を加えます。

届出に関する手続きフロー

建築物、工作物の新築・改築・増築、看板の設置、壁の塗り替え、自動販売機の設置など景観が変わるときは必ず事前にご相談お願い致します。
 景観地区、準景観地区は認定手続きが必要です。



【景観用語】

● 景観計画

景観行政団体（高野町）が景観行政を進める基本的な計画で、地域の特性のふさわしい良好な景観を形成する必要がある区域等について定めることができます。

必須事項は以下の通りです。

- 1) 景観計画区域
- 2) 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 4) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

● 景観計画区域

良好な景観の形成を実施する区域です。高野町全域を景観計画区域とします。

景観計画区域においては共通の景観に関する認識を持つべきであるため、届出・勧告による緩やかな規制誘導を行なっていく地区です。

● 景観地区

景観計画区域内の都市計画区域内においてより積極的に景観の形成を図る地区です。

高野山地区の町道大門玉川線等の主要な道路の道路境界から20mの範囲にかかる敷地内の建築物と工作物及び道路。また、すべての寺院敷地内にある寺院建築物と工作物。都市計画区域内における町石道・小辺路・女人道周辺は道路境界から50mの範囲です。

ただし、歴史的建造物は除きます。

● 準景観地区

景観計画区域内の都市計画区域外であっても景観地区に準じた規制が可能となる地区です。

高野町は町石道周辺、小辺路周辺、女人道周辺地区を指定しています。

● 届出勧告制度

一定の行為を行うときには届出が必要となります。

形態意匠の制限に適合しないと認められるときには勧告を行います。

変更が可能なのは色彩などの形態意匠や高さの制限に関する事に定められています。

● 認定制度

申請された行為が適合しているかどうか判断し認定書（許可書）を発行します。

この認定書がないと建築物や工作物の行為が行えません。

● 都市計画区域

都市計画とは、土地の使い方や建物の建て方についてのルール、都市施設（道路や公園）の整備など、まちづくりに必要なことごとについて総合的、一体的に定めた計画です。

都市計画を定めるにあたっては、まず都市の範囲を明らかにする必要があります。その定めた範囲を都市計画区域として指定します。

高野町は、大字高野山地区が都市計画区域内です。

- この計画は「高野町景観づくり審議会」等の審議を経て策定しています。
- この法令は平成21年3月以降に建設する建物や工作物に適用し、現在ある建物には影響しません。

〒648-0281

和歌山県伊都郡高野町大字高野山636番地

高野町役場 建設課

TEL 0736-56-2934